

# 静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領の運用

## 【改正箇所 新旧対照表】

令和元年 10 月

静岡県

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領の運用</p> <p>(最低制限価格の設定及び算定)</p> <p>第3条関係</p> <p>(1) 静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領(以下「要領」という。)に該当する複数の業務を一括して発注する場合の最低制限価格は、業務毎に要領第3条第2項により算定したのち合計した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じた額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この運用は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成29年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p>	<p style="text-align: center;">静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領の運用</p> <p>(最低制限価格の設定及び算定)</p> <p>第3条関係</p> <p>(1) 静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領(以下「要領」という。)に該当する複数の業務を一括して発注する場合の最低制限価格は、業務毎に要領第3条第2項により算定したのち合計した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じた額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この運用は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成29年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p><u>この運用は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</u></p>